

ビジネスモデル特許の事例紹介

2014年3月3日 橋田義輝

特許発明は、物の発明、方法(装置)の発明に大別されることは、ご承知のことと思います。特許法第2条には、「発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定されています。

近年のICT(情報通信技術)の発展は目覚ましいものがあり、必然的にビジネスモデルにおいてもICTを使ったものがたくさん出てきました。

このICT部分はコンピュータ・ソフトウェアや通信機器等を使いますから当然に自然法則を利用していることになり、ICTを利用したビジネスモデルの場合は、ICT部分に焦点を絞れば自然法則を利用したもの、即ち発明にすることが可能です。

即ち、「ビジネスモデル特許」とは「ビジネスの方法を、ICTを利用して実現する装置・方法の発明に対して付与される特許」ということになります。以下に、事例を紹介します。

【特許番号】特許第4721018号

【登録日】平成23年4月15日(2011.4.15)

【発明の名称】豊レンタルシステム

【国際特許分類】G06Q 30/00 G06Q 50/00 E04G 21/00 (2006.01)

【FI】G06F 17/60 342 G06F 17/60 104 G06F 17/60 340 E04G 21/00 ESW

【出願番号】特願2008-206364

【出願日】平成20年7月12日(2008.7.12)

【公開番号】特開2010-20737

【公開日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【審査請求日】平成21年4月21日(2009.4.21)

【早期審査対象出願】

【前置審査】

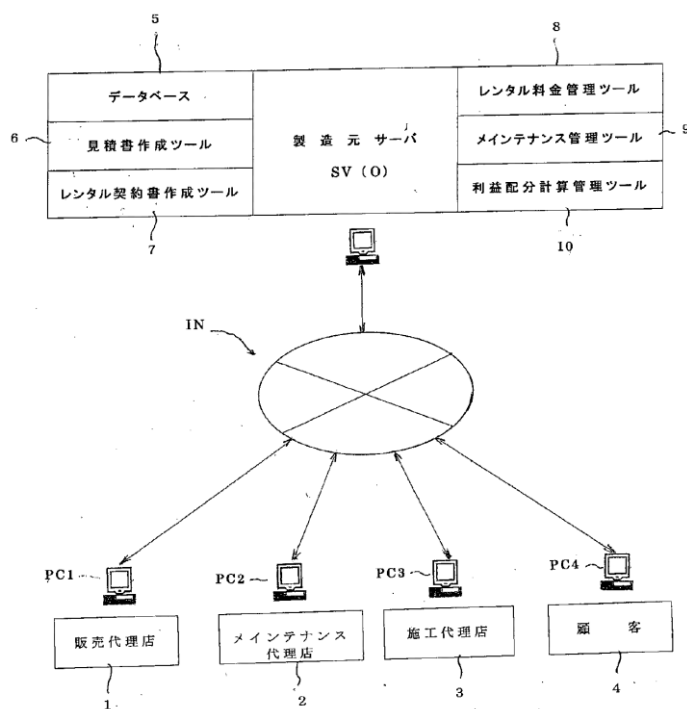
【特許権者】株式会社小田豊商会 【住所】鹿児島県鹿児島市新屋敷町5番17号

【発明者】小田 正弘 【住所】鹿児島県鹿児島市新屋敷町3番7号

【請求項1】

製造元サーバに、販売代理店、施工代理店、メンテナンス代理店及び顧客の各ユーザ端末をインターネットを介して接続し、各々相互に送受信してレンタル契約申込からメンテナンス管理にいたる一連の流れのレンタル業務処理を有する豊レンタルシステムであり、製造元ホームページに、少なくとも商品・資材の案内、仕様・価格、レンタル契約の案内・申込を含むユーザ情報、各代理店加入申込、販売代理店ユーザ情報・依頼事項、メンテナンス代理店ユーザ情報・依頼事項、施工代理店ユーザ情報・依頼事項の各ページを開くクリックボタンを設け、前記製造元サーバに、少なくとも前記各ユーザ情報及び各依頼事項を蓄積したデータベースと、前記メンテナンス代理店又は施工代理店が作成した見積情報を製造元又は販売代理店が顧

客の端末へ発信するようにした見積書作成ツールと、レンタル契約及び代理店契約を含む契約基本フォーマットを有し、これらフォーマットに基づき各代理店及び顧客が相互に該契約条項を確認、追加できるように送受信することにより各契約書を作成するようにした契約書作成ツールと、レンタル管理情報を前記各ユーザが適時送受信できるようにするレンタル料金管理ツールと、メンテナンス管理情報を前記各ユーザが適時送受信できるようにするメンテナンス管理ツールと、レンタル契約書及び代理店契約書の条項で定められた利益配分率に従って計算して関与した各代理店への配分を管理する利益配分管理ツールとを設け、前記クリックボタンを選択することにより、前記各ツールにより、販売代理店、施工代理店、メンテナンス代理店及び顧客の各ユーザ端末からインターネットを介して、前記見積書作成、契約書作成、レンタル料金管理、メンテナンス管理、利益配分管理を製造元のサーバ上で一貫して行うようにしたものであって、前記見積書作成ツールはメンテナンス代理店又は施工代理店が前記ユーザ情報の商品・資材の案内、仕様・価格、及び依頼事項を参考にレンタル見積書記載事項を入力することにより作成するもので、前記契約書作成ツールは前記見積書作成ツールより見積情報を契約基本フォーマットへ自動入力し、前記レンタル料金管理ツールは契約書作成ツールにおける前記レンタル契約条項を自動的に保存し、前記メンテナンス管理ツールは前記契約書作成ツールにおけるメンテナンス管理情報を自動的に保存し、前記利益配分管理ツールは前記レンタル契約条項及び代理店契約書の条項で定められた利益配分率に従って計算することを特徴とする量レンタルシステム。



なお、本特許発明は、拒絶理由通知に対する補正、審判を経て、特許されていますので、参考までに、原出願の概要を下記します。

【公開番号】 特開 2010-20737

【発明の名称】 商品レンタルシステム。

【課題】 販売代理店、メンテナンス代理店、施工代理店及び顧客が必要とする各ユーザ用情報をデータベースより常時入手することができ、施工、補修及びメンテナンス見積書作成ツールにより作成することができ、サーバ上でレンタル料金管理及びメンテナンス管理を行うので各管理や管理情報が的確かつ迅速に行える商品レンタルシステムを提供することを課題とする。

【解決手段】 製造元であるサーバに、販売代理店、メンテナンス代理店、施工代理店及び顧客の各ユーザ端末に対して、少なくともユーザ情報を蓄積したデータベースとレンタル料金管理手段とを含み、さらに施工・補修及びメンテナンス見積書作成手段と、レンタル契約書作成手段と、メンテナンス管理手段と、各代理店に対する利益配分管理手段との1以上を設けた商品レンタルシステム。

【請求項1】

製造元であるサーバに、販売代理店、メンテナンス代理店、施工代理店及び顧客の各ユーザ端末に対して、少なくともユーザ情報を蓄積したデータベースとレンタル料金管理手段とを含み、さらに施工・補修及びメンテナンス見積書作成手段と、レンタル契約書作成手段と、メンテナンス管理手段と、各代理店に対する利益配分管理手段との1以上を設けた商品レンタルシステム。

【請求項2】

前記営業商品が、少なくとも各種一般の畳、洗える畳、水に浸漬可能な畳、介護用畳、置き畳、畳表、畳床、畳の芯材、畳縁及びこれらの施工に必要な各種資材、補修用商品、並びに洗剤、除菌剤、防カビ剤、防臭剤等のメンテナンス商品、その他販売促進ツールの1以上を含む前記請求項1記載の商品レンタルシステム。

【請求項3】

前記データベースにおける製造元から販売代理店に対するユーザ情報が、少なくとも営業商品及び資材の案内、営業研修講座及び技術研修講座の案内、販売代理店への依頼事項、見積作成案内、レンタル契約書のフォーマット及びレンタル契約案内、販売代理店契約書のフォーマット及び販売代理店契約案内の1以上を含む請求項1記載の商品レンタルシステム。

【請求項4】

前記販売代理店への依頼事項が、施工代理店・メンテナンス代理店・顧客の獲得活動、ラフ寸法計測、図面入手、畳表及び畳縁の色及び柄報告の1以上を含む前記請求項3記載の商品レンタルシステム。

【請求項 5】

前記データベースにおける製造元からメンテナンス代理店に対するユーザ情報が、少なくともメンテナンス・補修用商品及びそれに必要な各種資材の案内、メンテナンス技術指導及びメンテナンス技術講座の案内、メンテナンス代理店への依頼事項、メンテナンス見積書作成ツール、メンテナンス代理店契約書のフォーマット及びメンテナンス契約案内の1以上を含む前記請求項1記載の商品レンタルシステム。

【請求項 6】

前記メンテナンス・補修用商品及びそれに必要な各種資材が、洗剤、除菌剤、防カビ剤、防臭剤の1以上を含む前記請求項5記載の商品レンタルシステム。

【請求項 7】

前記メンテナンス代理店への依頼事項が、メンテナンス顧客管理情報提供、メンテナンス結果の報告の1以上を含む前記請求項5記載の商品レンタルシステム。

【請求項 8】

前記データベースにおける製造元から施工代理店に対するユーザ情報が、少なくとも施工代理店用商品及び資材の案内、施工技術指導及び施工技術講座の案内、施工代理店への依頼事項、見積書（施工及び補修）の作成ツール、施工代理店契約書のフォーマット及び施工代理店契約案内の1以上を含む前記請求項1記載の商品レンタルシステム。

【請求項 9】

前記施工代理店用商品及び資材が、少なくとも各種一般の畳、洗える畳、水に浸漬可能な畳、置き畳、畳表、畳床、畳の芯材、畳縁及びこれらの施工に必要な各種資材、補修用商品の1以上を含む前記請求項8記載の商品レンタルシステム。

【請求項 10】

前記施工技術指導が、少なくとも施工技術指導、採寸方法指導、補修技術指導及び施工技術講座の1以上を含む前記請求項8記載の商品レンタルシステム。

【請求項 11】

前記施工代理店への依頼事項が、少なくとも施工範囲打合わせ依頼、畳厚み打合わせ依頼、採寸依頼、現場写真撮影依頼、排水方法及び水勾配打合せ依頼、水採取依頼、補修完了報告依頼、顧客・販売代理店・メンテナンス代理店の獲得依頼の1以上を含む前記請求項8記載の商品レンタルシステム。

【請求項 12】

前記データベースにおける製造元から顧客に対するユーザ情報が、少なくとも商品及び資材の案内、レンタル契約の案内、各地の販売代理店及びメンテナンス代理店並びに施工代理店の紹介、レンタル契約書及び契約案内、顧客の質問事項の受付案内及びそれに対する応答の1以上を含む前記請求項1記載の商品レンタルシステム。

【請求項 13】～【請求項 28】まで省略

以上